

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第152回 安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和7年8月20日（水） 午後13時30分から午後15時20分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中5名（委員名簿非公開）
5 市側出席者	【都市計画課】山田課長、黒岩係長、佐藤主査 【建築住宅課】新保課長、宮川係長、原田主査
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成27年安曇野市告示第334号）第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和7年8月22日

1 会議の概要

- （1）開 会
- （2）あいさつ
- （3）報告事項
- （4）意見聴取
- （5）そ の 他
- （6）閉 会

2 議事概要

【1】報告事項

■第151回土地利用審議会議事録について

→誤り等のないことを確認した。

【2】意見聴取

■意見聴取（1）特定開発 第7-10号

《資料説明（事務局）》

- 今回の開発では、農地の真ん中が開発地となっている。農地を守るという観点から今後の開発には配慮が必要かと思う。
- 農業施設の騒音や粉塵が時期によって発生するため、近隣トラブルを防ぐために住宅に隣接していない方がよい場合もある。
- 農振農地の真ん中であり、周辺への影響を加味して慎重に判断しなければならないというご意見として賜りたい。

■意見聴取（2）安曇野市土地利用基本計画の変更

《資料説明（事務局）》

- 「危険性、環境悪化の恐れのある工場は基本集落から50m圏内での立地を禁止」と「既存工場敷地に隣接」という条件は連動しているのか。

- 連動している。規模については上限面積を定めて、位置についての項目 4 つのいずれかを満たし、さらに備考の条件に合致する必要がある、という捉え方である。
- 市民説明会の、開催地域および参加人数について教えてほしい。
- 土曜日の夜間および日曜日の日中に、安曇野市役所 4 階で 2 回開催し、合計で約 40 名が参加した。
- 過疎地域に係る部分に関しては、対象地域である明科地域の意見をもっと丁寧に聞く必要があるのではないか。地域性のある制度については、地域の意見を聞いた方がよいと考える。
- 制度制定時および令和 3 年の改正時には、地域ごとに説明会を開催したが、参加者がほとんどいなかったという経過を踏まえて、今回はまとめて全市民向けの開催として本庁舎で 2 回開催した。
- 条例や計画の改定など際に議会や審議会などででた意見について、今回の条例改正に至るまでの経過や、それらの意見がどのように反映されたかがわかる資料があるとよい。開発提案の有効期限について、提案があったが事業が進んでいないという事例を示してほしい。
- 今、具体的にお示しできる準備がないので、確認した上で次の審議会にてお示しする。

■意見聴取（３）（仮称）安曇野市都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例の制定）

《資料説明（事務局）》

- 現在市が保有している公共空地の面積は、どのくらいの大きさのものが多くのか。
- 小さいものが非常に多い。3,000～4,000㎡の開発では、90～120㎡の大きさで、この大きさのものが多くと考えられる。中には、碎石や防草シートが敷設されて、活用の目的が見いだせないものもある。そのため、管理が行き届かず放置され、草が繁茂している緑地・広場もある。
- このような変更は賛成である。これまでの開発でいい事例があれば、紹介いただきたい。
- 旧豊科町時代の都市開発公社によるアルプス団地の大規模開発の際は、開発緑地相当のものを公園としてしっかりと整備し、後に都市公園に指定されたものがある。
- 3%の基準の中に、消火栓やごみステーションの設置には含まれていないのか。狭小地における公共空地については、緑地や公園よりも消火栓やごみステーションとしての利用を行った方がよいのではないか。
- 公共空地については、万一の避難所としての機能もあることから、消火栓用地、ごみステーション用地については別筆で造成いただいている。また、3,000㎡を超えると防火水槽を設置する必要もあり、現在は広場の機能を損なわないものとして許容しているが、土地が防火水槽のためだけに利用されているところもある。消火栓用地なども一体的に考えていく必要があるという指摘について、例えば防火水槽はコンクリート等で被覆されており、公園の中に設置すると子どもたちのけがにつながるリスクもあるため、防火水槽やごみステーションなどは公園敷地の外に設置するべきではないかと考えている。例えばアルプス団地の公共空地を見ると、防火水槽とごみステーションがまとまって設置され、一体で矩形の土地となっているので、そういった形状になるように指導していきたい。
- 他の市町村にいい事例があるのか。この改正により、安曇野市がもっといいところになると期待する。機能性を高めるために、大きな発想力をもって知恵を出し合いながら進めてほしい。
- 県にも確認したが、県内の市町村で同じことを考えている自治体は見つけられなかった。大阪府や福岡県、横浜市では、同じような条例を制定しているところがある。全国で一般的な

のが、設置しなければいけない開発面積の基準を1haに引き上げるだけのものである。大阪府枚方市では、今回の条例改正と概ね同じ内容のもので、今回こちらを参考に作成した。

- 県内でも事例がないとなると、公共のあり方を考えていくうえで先進的な事例、将来にむけた取り組みではないか。県から何か期待などはなかったか。
- 期待といったものはあまり感じられなかった。条例の細かい表現等については指摘があったが、方向性についてはまったく異論がないという回答であった。
この条例を改定する前段として、困っている自治体が多ければ全県的な課題として捉えられるのではないかと考え、長野県内で同じように困っている自治体がないかと調べたところ、困っている市町村がなかった。
- 遊具の設置については、安全上の問題もあるので、そのようなリスクのないもの、行政の管理コストの低いものを設置した方がよいと考える。公園と広場の違い、公園の定義は何か。広場ではいけないが、公園だといったという理由はなにか。
- 遊具を設置すると行政の管理コストが年々高くなる。また、開発面積5,000㎡以上に公共空地の設置基準を引き上げることで、5,000㎡以上の開発を抑制するという目的もある。そのため、設置内容を緩いものにして、開発のハードルが下がらないように調整していきたい。
- 遊具は、年に1回の法定点検を実施しているのか。
- 年に1回の法定点検に加え、都市公園は3か月に1回の点検、その他の公園も半年に1回点検を実施している。数が増えれば、点検箇所が増加する。

(その他意見なし)

【3】その他

■次回審議会日程

以上